

Q 高等学校において家庭の教科の教員免許を有する方は講師になれるか？

A 高等学校で研修を実施する場合において、家庭の教員免許を有する方は、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の科目のうち、「生活と家事」、「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」の内容について講師要件に準ずる者として認められます。

Q 高等学校において福祉の教員免許を有する方は実務経験が無くとも講師になることができるか？

A 高等学校で研修を実施する場合において、福祉の教員免許を有する方は全ての科目において講師要件に準ずる者として認められます。ただし、実務経験がある方が望ましいです。

Q 生活援助従事者研修の期間について4か月以上でも研修の実施は可能か？

A 修業年限については、介護保険法施行規則に規定されており、また、集中的研修による知識の定着の観点からおおむね4か月以内に修了するようにしてください。ただし、高等学校で実施する場合等でやむをえない理由がある場合は、事前に徳島県と協議するようにしてください。

Q 徳島県から指定を受けた事業者が他県で研修実施できるか？

A 徳島県に本部、本校等主たる事務所が所在し、徳島県で指定を受けた通信課程による研修事業者等同一の事業者は複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施することができます。ただし、この場合は事前に徳島県と協議するようにしてください。

なお、同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、本部や本校と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県下において行うなど、事業として別個のものと認められる場合には、各事業所の所在地の都道府県下において指定します。

(参考：介護員養成研修の取扱細則について（平成24年3月28日老振発第0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）)

Q 2か年度にわたって研修事業を行わなかった場合のみなし廃止について、事業計画書を提出し研修実施予定であったが、受講者が集まらず中止した場合は研修を実施していない年度として含まれるのか？

A 事業計画書の提出があり、その計画が認められれば、原則として当該計画に係る研修が中止になったとしても研修を実施しなかった場合に該当しません。

Q 生活援助従事者研修は実務者研修の受講要件となっているか？

A 受講要件となっていません。

- Q 生活援助従事者研修修了者の資格で指定事業所で従事した期間については実務研修受講に当たっての実務経験として認められるか？
- A 生活援助従事者研修修了者の資格で従事した期間でも試験機関が定める実務経験として認められる要件等を満たしていれば問題ありません。介護福祉士試験に関することについては次の機関にお問い合わせください。

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

東京都渋谷区渋谷1-5-6

(試験案内専用電話) 03-3486-7559 (音声及びFAX案内)

(試験室電話) 03-3486-7521 (平日9:30~17:00)

(URL) <http://www.sssc.or.jp/>